様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　7月　23日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）もりとらすとかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　森トラスト株式会社  （ふりがな）だて　みわこ  （法人の場合）代表者の氏名　伊達　美和子  住所　〒１０５－６９０３  東京都港区虎ノ門４丁目１番１号  法人番号　8010401029670  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 森トラストのDX戦略 | | 公表日 | 2021年　　3月　　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて公表  <https://www.mori-trust.co.jp/dx/index.html> | | 記載内容抜粋 | デジタルトランスフォーメーションによって、経済の発展と社会課題の解決を両立し、もっとわくわくするような未来の創造を実現する  時代の変化に適応した柔軟な発想とアプローチを前提に、以下の3つの観点から全社的なDXを推進し、着実に進めています。  「Continue to Drive Innovation」「Construct Agilely」「Challenge as a Developer」の3つのミッションを掲げ、DXを通じた新たな価値創造、柔軟なシステム・プロセス構築、デジタル人材の育成をビジネスモデルの柱としています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年3月24日の取締役会にて決議 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 森トラストのDX戦略 2. MORI TRUST GROUP PROFILE 2025 3. プレスリリース「森トラスト、ソフトバンクロボティクス、Octa Robotics、三菱ＨＣキャピタルにおける研究開発が経済産業省のロボットフレンドリーな環境構築支援事業に採択」 4. プレスリリース「森トラスト 東京ワールドゲートに本社移転」 | | 公表日 | (a)2021年　　3月　　25日  (b)2025年　　4月　　4日  (c)2022年　　10月 5日  (d)2023年　　1月　　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて公表   1. <https://www.mori-trust.co.jp/dx/index.html> 2. <https://www.mori-trust.co.jp/pdf/profile2025.pdf>   (P.42/ファイル上のP.23右側 DX戦略)  (c)<https://www.mori-trust.co.jp/news/2022/研究開発が経済産業省のロボットフレンドリーな/>  (d)<https://www.mori-trust.co.jp/news/2023/森トラスト-東京ワールドゲートに本社移転-2/> | | 記載内容抜粋 | (a)・新たな価値を創造し続けることが可能な仕組みづくり  (Continue to Drive Innovation)  ・社会やビジネス環境の目まぐるしい変化に対応できる  システム・プロセスづくり(Construct Agilely)  BPMツールの導入を発端にプロセスの全体最適化を図り  、個人および組織のパフォーマンスを最大化するとと  もに、マイクロサービス志向のアーキテクチャを採用  し、グループシステムの先進化および高度化を実現し  ていきます。また、データ活用基盤を整備することで  データドリブン経営を確立させていきます。  ・実践的で高度なスキルや難局を打破する推進力を有する  人財・組織づくり(Challenge as a Developer) | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | (a)2021年3月24日の取締役会にて決議  (b)(c)(d)取締役会で決議された方針に基づき、所定の社内手続きを経て作成 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページにて公表  (a)<https://www.mori-trust.co.jp/dx/index.html>  (b)<https://www.mori-trust.co.jp/pdf/profile2025.pdf>  (P.42/ファイル上のP.23右側 DX戦略) | | 記載内容抜粋 | (a)全社DX推進組織を立ち上げ、全社での議論を深めていくとともに、認知・理解から実行を促進していくための情報発信や社内イベントを定期的に実施し、データドリブン文化の醸成やDXマインドのDNA化を目指していきます。  また、他業種や他企業とのコラボレーションを積極的に行い、オープンイノベーション推進のエコシステム形成を目指していきます。  社員のデジタルスキル向上を促す育成プログラムや社内コミュニティを推進していくことによって、デジタル人財の育成サイクル確立を目指していきます。  また、専門家採用を強化していくとともに、キャリアプランを整備していきます。  (b) デジタルを活用して業務改善が出来る人材「DXアナリスト」を育成するため、PowerBIやPowerAppsを活用した実践研修を実施。社内研修を通じて得た知見を事業部門で活かしながら、部門起点でのDX化を推進しています。  DX分野の専門スキルを高めるDX研修の他、全社員向けの任意参加型勉強会“DX Study Session”を開催しています。毎月社内外の講師を招きつつ様々なテーマで講演を行い、当社社員のDX分野への興味・関心を高めることで、部門起点でのDX化を推進しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページにて公表  (a)<https://www.mori-trust.co.jp/dx/index.html>  (c)<https://www.mori-trust.co.jp/news/2022/研究開発が経済産業省のロボットフレンドリーな/>  (d)<https://www.mori-trust.co.jp/news/2023/森トラスト-東京ワールドゲートに本社移転-2/> | | 記載内容抜粋 | (a)BPMツールの導入を発端にプロセスの全体最適化を図り、個人および組織のパフォーマンスを最大化するとともに、マイクロサービス志向のアーキテクチャを採用し、グループシステムの先進化および高度化を実現していきます。  また、データ活用基盤を整備することでデータドリブン経営を確立させ、データを活用した新しいビジネスの創出を目指していきます。  (c) あらゆる施設において サービスロボットのスムーズな運行を可能とする「ロボットフレンドリーな環境」の構築に向けて、ホテルで実際に発生する複数の業務にロボットを実装することで、その効果や経済性の検証を行っていきます。  (d) 今回の本社移転では、複数フロアにまたがっていたオフィスを1フロアに集約することで、社員同士の交流や部署間でのコラボレーションの促進を図ります。また、当社のオフィスビジョン「DESTINATION OFFICE」のもと、社員の目的地となるオフィスの実現に向けて計画しています。  コーポレートスローガン「Create the Future」のもと、オフィスの供給者であるだけでなく働き方のトップランナーとして、常に進化するワークプレイスの実現を目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 新中長期ビジョン「Advance2030」 2. サステナビリティに関する取組目標 3. 森トラストのDX戦略 | | 公表日 | (a)2023年　　11月　 6日  (b)2025年　　5月　　7日  (c)2021年　　3月　　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表   1. <https://www.mori-trust.co.jp/news/2023/20231106/> 2. <https://www.mori-trust.co.jp/sustainability/kpi/> 3. <https://www.mori-trust.co.jp/dx/index.html> | | 記載内容抜粋 | 1. 財務指標   2030年度目標 売上高：3300億円、営業利益：700億円   1. DX戦略の進捗と成果を可視化   ・IPAが定める「DXリテラシー標準」スキル習得のための研修実施：毎年  ・建物設計へのロボットフレンドリー基準の反映とロボット導入推進：2027年までに22施設導入   1. 戦略の推進状況を管理する仕組み   「全社DX推進組織<継続的なモニタリングを実施>」  ※社内向けにアレンジした「DX推進指標 自己診断フォーマット」を定期的に各部署で記載し、全社DX推進組織において共有することで達成状況のモニタリングを毎年実施。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | (a)2021年　　1月　　 6日  　　　　(b)2021年　　4月　　 1日  　　　　(c)2022年　　1月　　 4日  　　　　(d)2022年　　4月　　 1日  　　　　(e)2023年　　1月　　 4日 | | 発信方法 | ホームページにて発信  (a)<https://www.mori-trust.co.jp/pressrelease/2021/20210106.pdf>  (b)<https://www.mori-trust.co.jp/pressrelease/2021/20210401.pdf>  (c) <https://www.mori-trust.co.jp/news/2022/2022年　年頭所感/>  (d) <https://www.mori-trust.co.jp/news/2022/2022年度-入社訓示/>  (e)<https://www.mori-trust.co.jp/news/2023/2023年　年頭所感/> | | 発信内容 | (a)当社の様々なリソースを活用するなどしたDXへの取り組みも推進し、既存事業の枠組みを超えた新しい領域にチャレンジし続けます。  そして、ポストコロナを見据えたニューノーマル創造のけん引役となり、コロナ禍というピンチをチャンスにする気概を持って、逆境下の経営に挑みたいと考えております。  (b)このニューノーマルの時代に必要な要素として、DX（デジタルトランスフォーメーション）に着目し、ビジョンを策定しました。デジタルという社会変革を促すツールを活用して、既存ビジネスの価値観を再構築し、新たな仕組みづくりにチャレンジしていくこと、それが私たちのDX の在り方です。  (c) 観光DXの推進などを通じてアフターコロナにおける観光業のあるべき姿を追求し、地域経済や観光産業の活性化に貢献してまいります。  (d)森トラストが昨年策定したDX戦略では、デジタル技術を導入することをゴールと捉えるのではなく、それを活用して既存の価値観を再構築し、新たな仕組みづくりにチャレンジしていくことを目指しています。  このように、価値や目的を見出せる場所を創造し、新しい視点を持って挑戦することこそが私たちディベロッパーの役割であり、今日入社される皆さんに託される使命です。そこで、皆さんに養ってもらいたい力は、①短期・中期・長期の視点で物事を考える力、➁多様性を受け入れ物事を多角的に捉える力、そして最も重要なのは、③見えない未来を見据え、未来を創造する力です。皆さんには、フレッシュな感性を活かして、共に未来に向かって進んでいただき、将来人財として様々な変革の起点となり活躍されることを期待しています。  (e) 昨年は、当社初のSaaS事業として、ワークスペース管理ツールを開発しました。オフィスが今後よりクリエイティブな場になることが求められるなかで、変化し続ける企業のあらゆる働き方をハード・ソフトの両面からサポートしてまいります。  当社は、より付加価値のある商品の創出や観光DXの取り組みを通して課題解決を図り、生産性向上を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | (a)2021年　1月頃　～　2021年　3月頃  (b)2022年　7月頃　～　2022年　8月頃  (c)2023年　3月頃  (d)2024年　3月頃  (e)2025年　3月頃 | | 実施内容 | (a)(b)(c)(d)(e) 「DX推進指標」自己診断フォーマットの記載 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 情報管理基本規程および情報システム管理規程に基づいたガバナンス体制を構築しており、内部監査の実施により情報管理におけるリスクコントロール状況について確認および対策強化を実施。  また、サイバーセキュリティリスクを軽減する取り組みとして、下記を例とする施策を実施。  ・マルウェア対策の強化 ・クラウドサービスによる不審挙動の常時監視/自動検知 ・個人情報保護体制の強化 ・標的型攻撃に対する啓発活動 ・情報セキュリティに関するeラーニング実施  ・エンドポイントデバイスへのセキュリティ対策と改善 ①「社外アクセス時の二要素認証」「ダウンロード制御等のデバイス機能管理」 ②標準ソフトウェアの改訂、および、不許可利用者への是正対応  ・社外ネットワーク公開システムへのセキュリティ対策と改善 ①外部公開システム環境のリスク(脆弱性)評価診断の検証 ②セキュリティインシデント発生時の自動アラート |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。